

2027 年度 日本政府(文部科学省)奨学金留学生募集要項
ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP) 留学生 (医療行政コース)

I 制度の概要

1. 目的

ヤング・リーダーズ・プログラム (YLP) は、アジア諸国等の将来のナショナル・リーダーの養成に貢献するとともに、彼らの日本に対する理解を深めることを通じて、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築、政策立案機能の向上に寄与することを目的とするもので、日本政府（文部科学省）の国費外国人留学生制度のひとつである。

2. 対象者

将来ナショナル・リーダーとして活躍が期待されている若手の医療行政官等

3. 受入れ大学

名古屋大学

4. 受入れ人数

10 名程度

5. 募集・選考

(1) 募集方法

対象国の推薦機関を通じて実施（詳細は各国の日本国大使館において確認のこと）

(2) 選考手順

- ① 対象国の推薦機関による候補者の募集・選考・推薦
- ② 受入れ大学による書類審査
- ③ 受入れ大学の担当教員による候補者インタビュー
- ④ 書類審査と候補者インタビューの合計得点および面接担当教員のコメントに基づく第 1 次選考
- ⑤ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第 2 次選考及び候補者決定

6. プログラム概要（本要項巻末別紙「カリキュラム・ガイドライン」参照）

(1) 基本的考え方

各分野のナショナル・リーダー育成に相応しいものとし、欧米及びアジア諸国とも深い交流のある日本の優位性を利用して、特別講義、学外研修等多彩な活動を通して人的ネットワークを創造する。

(2) 修学期間・学位

修学期間は 1 年間とし、受入れ大学より「修士（医療行政学）」の学位を授与

(3) 使用言語

全ての講義及び研修を英語で実施する。

7. 受入れ時期

2027 年 10 月

II 募集要項

日本政府文部科学省は、2027 年度日本政府(文部科学省)奨学金により、日本の大学においてヤング・リーダーズ・プログラム留学生（医療行政コース）として研究を行う外国人留学生を下記により募集する。

記

1. 募集分野

医療行政コース

2. 応募者の資格及び条件

- (1) 国籍：対象国の国籍を有する者。申請時に日本国籍を有する者は、募集の対象とはならない。ただし、申請時に日本以外に生活拠点を持つ日本国籍を有する二重国籍者に限り、査証申請時までに外国の国籍を選択し、日本国籍を離脱する予定者は対象とする。(注) 重国籍者の場合、日本の国籍離脱の立証として、査証申請時に除籍謄本や法務省が発行した国籍離脱にかかる通知等の公的機関発行の書面を提出すること。
- (2) 年齢：2027 年 10 月 1 日現在で原則として満 40 歳未満の者。(1987 年 10 月 2 日以降に出生した者。) ただし候補者の履歴、対象国の諸事情を勘案したうえで、インタビューによって適切であると判断した場合、40 歳以上の候補者も受け入れることができる。
- (3) 学歴：医療関連分野を専攻した大学卒業者。
- (4) 英語能力：原則として IELTS (Academic) スコア 6.0 または TOEFL-iBT80 点以上(2026 年 1 月 21 日以降に受けたテストの場合は iBT 4 以上) 若しくはそれに相当する英語能力を有すること。討論に参加し、論文を執筆できる英語力を有すること。
- (5) 職務経験：原則として公共医療関連分野（政府機関等）において、2027 年 10 月 1 日現在で 3 年以上の実務経験があり、入学後も引き続き申請時の勤務先に在籍する者。
- (6) 健康：所定の健康診断書様式において、日本留学について心身ともに支障がないと医師が判断した者。
- (7) 入学意思：当プログラムに採用が決定した場合に入学を確約できる者。
- (8) 渡日時期：原則としてコースが始まる最初の日から数えて前後 2 週間のうち、受入れ大学が指定する期間に渡日可能な者。自己の都合により所定の期間に渡日できない場合は、渡日旅費を支給しない。
- (9) 査証取得：国籍国所在の在外公館（基本的には居住地を管轄する大使館又は総領事館等）で「留学」の査証を取得し、「留学」の在留資格で入国すること。新規に国費外国人留学生として「留学」の査証を取得せず、入国時に「留学」在留資格を取得しなかった場合は、奨学金の支給停止となるので注意すること。ただし、採用された者が例外的に日本に在留していた場合

は、奨学金支給開始予定月の前月末日までに在留資格を「留学」に変更又は更新等すること。なお、国費外国人留学生の身分終了後に改めて「永住者」又は「定住者」等の在留資格を申請しても当然には認定されない可能性があることを理解すること。

(10) 奨学金支給期間終了後の帰国・復職：

奨学金支給期間終了後は、本プログラムの目的を踏まえ、世界各国の指導者層の間に人的・知的ネットワークを創り、我が国を含む諸国間の友好関係の構築等に尽力すること。そのため、応募者は原則として、奨学金期間終了月内に帰国し、推薦機関又は推薦機関等の指定する機関に復職すること。

(11) 対 象 外：次に掲げる者については、対象外とする。採用以降に判明した場合には辞退すること。

- ① 渡日時及び奨学金支給期間において、現役軍人又は軍属の資格の者。
- ② 受入れ大学の指定する期間最終日までに渡日できない者。
- ③ 申請時に既に在留資格「留学」で日本の大学に在籍している者及び申請時から奨学金支給期間開始前に私費外国人留学生として日本の大学に在籍、又は在籍予定の者。ただし、現在、日本の大学等に在籍又は在籍予定の私費外国人留学生であっても、奨学金支給期間開始前に修了し帰国（日本を出国）することが申請時において確実で、且つ、新たに国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得の上、入国時に在留資格「留学」を新規取得する者はこの限りではない。
- ④ 日本政府奨学金制度による他のプログラムとの重複申請をしている者。これには 2026 年度奨学金支給開始プログラムのうち採否結果が申請者に未通知のプログラム及び 2027 年度奨学金支給開始のプログラムが含まれる。
- ⑤ 本奨学金支給期間開始後に日本政府及び日本政府関係機関拋出のその他奨学金・フェローシップ等の受給を予定している者。
- ⑥ 日本国籍者、日本との二重国籍者で、査証申請時まで日本国籍を離脱したことを証明できない者。
- ⑦ 日本入国後、在留資格を「留学」以外に変更した者。
- ⑧ 申請時から日本以外での研究活動（フィールドワーク、インターンシップ等）や休学等を長期間予定している者。

3. 奨学金支給期間

2027 年 10 月から 2028 年 9 月までの 1 年間

4. 奨学金等

- (1) 奨 学 金：月額 242,000 円を支給する。なお、日本政府の予算状況により金額は変更される場合がある。留学生が大学を休学又は長期に欠席した場合、その期間の奨学金は支給されない。

(2) 旅 費

- ① 渡日旅費：文部科学省は、原則として旅行日程及び経路を指定して航空券を交付する。航空券は、渡日する留学生の居住地最寄りの国際空港（原則、国籍国内）から中部国際空港までの下級航空券とする。なお、渡日する留学生の居住地から最寄りの国際空港までの国内旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、日本国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。また、国籍国から日本への直行便がない者については、立ち寄り国内の旅費、宿泊費等は自己負担とし、国籍国から立ち寄り国までの航空券並びに立ち寄り国から受入大学が通常の経路として日本国内で使用する国際空港までの下級航空券のみを文部科学省が交付する。「留学生の居住地」は原則として申請書に記載された現住所とするが、渡日時の住所が現住所から変更になることが確定している場合は、変更後の住所（国籍国内に限る）とする。なお、自己都合により国籍国外から渡日する場合は航空券を交付しない。また、自己の都合により「2.（8）渡日時期」に定める所定の期間外に渡日する場合は、渡日旅費を支給しない。
- ② 帰国旅費：文部科学省は、原則として本プログラムを卒業し、上記「3. 奨学金支給期間」に定める奨学金支給期間終了月内に帰国する留学生に対し、本人の申請に基づき航空券を支給する。航空券は、中部国際空港から当該留学生が帰着する場所の最寄りの国際空港（原則、国籍国内）までの下級航空券とする。帰国する留学生の日本での居住地から最寄りの国際空港までの旅費、空港税、空港使用料、渡航に要する特別税、国籍国内の旅費（航空機の乗り継ぎ費用を含む。）、旅行保険料、携行品・別送手荷物に関わる経費等は留学生の自己負担とする。
- (3) 教 育 費：大学における入学金、授業料及び入学検定料は不徴収とする。
- (4) 宿 舎：留学生は、名古屋大学留学生寮に入居する。

5. 奨学金支給停止事項

次の場合には、文部科学省は奨学金の支給を取り止める。また、これらに該当した場合、それまで支給した奨学金の一部又は全ての返納を命じることがある。なお、処分が決定されるまでの間、奨学金の支給を止めることもある。

- ① 申請書等に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。
- ② 文部科学大臣への誓約事項に違反したとき。
- ③ 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える拘禁に処せられたとき。
- ④ 大学における学則等に則り、懲戒処分として退学・停学・訓告及びこれらに類する処分を受けた場合あるいは除籍となったとき。
- ⑤ 学業成績不良や停学、休学等により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。
- ⑥ 国費外国人留学生として一般査証「留学」を取得せず、入国後、「留学」の在留資格を新たに取得しなかったとき、又は「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。
- ⑦ 本奨学金との併給が認められていない奨学金（日本政府及び日本政府関係機関拠出のその他奨学金・フェローシップ等）の支給を受けたとき。
- ⑧ 派遣国政府・機関の要請があるとき。

6. 選考

- ① 対象国の推薦機関による候補者の募集・選考・推薦
- ② 受入れ大学による書類審査
- ③ 受入れ大学の担当教員による候補者インタビュー
- ④ 書類審査と候補者インタビューの合計得点および面接担当教員のコメントに基づく第1次選考
- ⑤ 文部科学省に設置されたヤング・リーダーズ・プログラム推進協議会による第2次選考及び候補者決定
- ⑥ 最終合否結果を在外公館・各推薦機関経由で応募者宛通知（採否の理由は開示しない。）

7. 応募手続

応募者は推薦機関に対し、下記の書類をその指定する期限までに提出する。提出した書類は一切返却しない。また、下記書類の右上には、①～⑪までの数字を記載すること。可能な限り、用紙はA4サイズを使用し、印刷は片面印刷とする。

下記の書類すべてが揃っていない場合、申請を受理しない場合がある。

- (1) ①申請書(所定の用紙による)……………正本1通
- (2) 写真(最近6か月以内に撮影のもの、6×4cm 上半身・正面・脱帽)
……………1葉(申請書に貼付)
- (3) ②全ての出身大学全学年成績証明書(出身大学発行のもの、英文証明書もしくは英語訳を付すこと)……………正本1通
- (4) ③推薦機関の推薦状(英文ではない場合は英語訳を付すこと)……正本1通
- (5) ④勤務先上司又は出身大学の指導教員の2通の推薦状(所定の様式による、英文ではない場合は英語訳を付すこと)……………正本各1通
- (6) ⑤健康診断書(所定の様式によるもので日本国大使館の指定する医療機関の発行したもの)……………正本1通
- (7) ⑥全ての出身大学の卒業証明書又はそれらを証明したもの(学位記の写しの提出は不可)……………正本1通
- (8) ⑦申請理由・将来計画書……………正本1通
- (9) ⑧パスポート(写し、英語訳を付すこと)(ない場合は本国の戸籍抄本又は市民籍の証明書、英語訳を付すこと)……………写し1通
- (10) ⑨英語能力証明書(IELTS、TOEFL 又は Duolingo)……………正本1通
- (11) ⑩修士論文のテーマ及び概要……………正本1通
- (12) ⑪詳細な職歴、学歴を記載した履歴書(必ずタイプのこと)……正本1通

8. 不可抗力

不可抗力により、採用通知の前後いかなる時点でも、渡日日程が変更されること、奨学金が取り消されること又は本募集要項に記載した内容が変更されることがある。

なお、不可抗力とは、文部科学省又は外務省(在外公館を含む)の合理的な支配の及ばない事由であり、天災、政府(地方政府を含む。以下この項において同じ)若しくは政府機関の行為(感染症に関する日本政府又は各国政府の出入国制限、渡航制限などの水際対策を含む)、法律、規制若しくは命令の遵守、火災、暴風雨、洪水若しくは地震、戦争(宣戦布告の有無を問わない)、反乱、革命若しくは暴動又はストライキ若しくはロック

アウトを含むが、これらに限定されない。

9. 注意事項

- (1) 学業に専念するため、学期中家族を日本に同伴することは、認められない。
- (2) 渡日に先立ち、日常生活に必要な日本語を学習し、日本の気候、風土、習慣、日本と母国との法制度上の違い、大学の状況等について、あらかじめ十分承知しておくこと。
- (3) 渡日後、奨学金を受給するまでに1か月～1か月半程度必要なため、当座の生活資金として、さしあたり必要となる費用を最低2,000米ドル程度用意することが望ましい。
- (4) 奨学金は渡日後に各自が開設するゆうちょ銀行口座に振り込まれる。同口座以外の口座への奨学金の振込は行わない。
- (5) 健康診断書の取得等により、結核等の感染症に罹患していることが判明した場合は、渡日時期までに必ず治療しておくこと。渡日時期までに完治していない場合、渡日を認めない。
- (6) 渡日後、自己負担で国民健康保険に必ず加入すること。
- (7) 渡日後、マイナンバーカードを取得することが望ましい。
- (8) 採用された場合、採用者に関する情報（氏名、性別、生年月日、国籍、配置大学・研究科・学部、専攻分野、在籍期間、修了後の進路、連絡先（住所、電話番号、E-mailアドレス））を、日本政府の実施する留学生事業（留学中の支援、フォローアップ、留学生制度の改善）に利用する目的で、関係行政機関と共有する。
また、採用者に関する情報（生年月日及び連絡先を除く）は、外国人留学生の受入れ促進に向けた広報として、日本政府が作成する外国人留学生の受入れ促進に向けた広報資料等において、特に世界各国で活躍する元国費留学生を紹介するために、公表する場合がある。
国費外国人留学生として採用を決定する際に提出を求める、国費外国人留学生としての遵守事項を定めた誓約書において、本取扱についての承諾を求める。本取扱について承諾する者について、国費外国人留学生として採用する。
- (9) 日本政府（文部科学省及びその他日本政府機関）以外の機関（自国政府機関を含む）からの奨学金との併給は可能である。ただし、奨学金によっては併給が認められない場合があるため、日本の在外公館へ事前に確認すること。
- (10) 日本への上陸のための条件に適合していないと判明した場合は、この者を不採用とする。
- (11) 募集要項、申請書様式に併記された英文は便宜上付したものであり、英文による表現が日本文の内容を変更するものではない。
- (12) この要項に記載の事項について、不明の箇所、又はこれ以外で疑問があれば、在外公館に照会し、その指示に従うこと。
- (13) この募集要項に定めるもののほか、国費外国人留学生制度の実施に必要な事項は、日本政府が別に定める。

※「7. 応募手続」の提出書類についての詳細情報

(5) ④勤務先上司又は出身大学の指導教員の2通の推薦状について

- ・ 2通の推薦状を提出すること。
- ・ 2通のうち少なくとも1通は勤務先の直属の上司に書いていただくこと。
- ・ 推薦状は所定の様式を使用すること。
- ・ 推薦状が英語で記載されていない場合は、英訳をつけること。

(6) ⑤健康診断書

健康診断書提出後、健康状態に変化（ライフプランに関わる重大な変化を含む）が生じた場合、受入大学や日本の医療機関の受入体制に関わることから、速やかに在外公館に情報共有をすること。

(8) ⑦申請理由・将来計画書

以下の質問項目への回答を必ず含めること。

1. 応募者の経歴、人生および職務における重要な成果、応募者の目覚ましい能力、ヤング・リーダーズ・プログラムに応募する理由
2. 今までにリーダーシップを発揮した最も重要な活動
3. 応募者の将来の経歴および国の発展にむけての本プログラムの貢献
4. 本プログラムに期待すること

(10) ⑨英語能力証明書

2024年10月以降に受験した TOEFL iBT、 IELTS、 Duolingo のうちいずれか1つのみの成績原本（紙）もしくはテスト機関の公式ウェブサイトからダウンロードしたスコア証明書を印刷した紙を提出すること。原則以下のスコアを満たすことが必要。

【各種英語外部試験表】

試験名 English Language Proficiency Test	最低要件 Qualification (Minimum)	備考 Remark
IELTS	Overall band score of 6	
TOEFL	80 iBT (2026年1月21日以降に受験した者は iBT4 以上)	
Duolingo English Test (DET)	110 and above	スコアデータの写しの他に Duolingo からオンラインで教育機関（名古屋大学）にスコア結果を送信すること。

(11) ⑩修士論文のテーマ及び概要

修士論文は、1) 既存資料に基づく保健の現状や保健システムの記述や比較、2) 既

に実施されている調査の未解析データの解析のいずれかにより作成する。データは匿名化されたもので、来日までに収集が完了したものでなければならない。テーマ及び概要説明には以下の項目を含むこと。

- 1) 論文の仮タイトル
- 2) 背景
- 3) 研究の対象：既存資料の場合には、資料名、作成団体名、調査対象地域、調査期間、調査項目を、既実施調査については、調査タイトル、調査の概要、調査実施グループ、必要であれば実施グループのデータ使用許可、解析するデータ項目（実施グループがまだ解析していないものであることを要す）、解析対象とする人数。
- 4) 倫理審査手続き：既に実施されている研究のデータを用いる場合、承認が与えられた年月と倫理審査員会名
- 5) 文献：本研究に関連する論文リスト
- 6) 英語論文業績(学会抄録は除く)がある場合、そのリストと論文のコピー

＊ 「(8) ⑦申請理由・将来計画書」および「(11) ⑩修士論文のテーマ及び概要」は、A4 サイズ (297x210mm) の用紙3枚以内に Arial で 10 ポイント、Times New Roman で 12 ポイントまたは他の標準的なフォントで 12 ポイントを使用し、ダブルスペースで作成すること。

ヤング・リーダーズ・プログラム（医療行政コース）
カリキュラム・ガイドライン

I 基本的な考え方

1. 欧米の方法論を取り入れつつ、自国の文化やシステムの調整をはかる中で、過去半世紀、比較的低コストで国民全体の生活水準を引き上げてきた日本の体験と、実際の医療行政の仕組みを伝えることで、それぞれの国の問題解決に資する教育を行う。
2. 一人一人の留学生の母国の経済的、社会的、環境背景の違いに留意し、できるだけ各々の国情に合うような多様な医療行政学を比較研究という形で教える。
3. 実務的な技術、知識の伝授にとどまらず、自分の頭で考え、問題を発見し、その解決の方策を見出す能力を涵養する。
4. 医療行政に関連する日本の各界の指導者と接触し、人的ネットワークを作る機会を多く提供し、かつ留学生の対日理解の増進を図る。
5. 修士論文を英語で書きあげるのはもちろんであるが、英文で発行されている国際的ジャーナルに投稿して受理され得る論文を作成することを目標として論文の書き方を体得し、また論文についてのプレゼンテーションを行う能力を養う。

II 対象者

発展途上国の政府機関の医療・厚生行政に携わっている行政官で、少なくとも3年の実践経験者で、将来ナショナル・リーダーとして活躍が期待される者。また、授業が全て英語で行われるので、英語に堪能であることが必要である。選考は、実務経験の内容、IELTS、TOEFL、または Duolingo の英語能力テストスコア、申請理由、将来計画書の内容、名古屋大学での修士論文のテーマ及び概要、上司からの推薦状、そしてインタビュー等を行い、総合的に判断して行われる。

III 授業科目（30 単位）

医療機関と医療職 (Healthcare Service Facilities and Professionals)
健康に関する行政法規 (Administrative Regulation for Health)
生物統計学 (Biostatistics)
疫学 (Epidemiology)
地域保健学・国際保健医療学 (Community Health and International Health)
労働・環境衛生学 (Occupational and Environmental Health)
健康保険と医療経済 (Health Insurance and Economics)
医事法制 (Medical Law)
薬局管理学 (Pharmacy Management)
病院管理学 (Hospital Administration)
セミナー I (Seminar I)
セミナー II (Seminar II)
セミナー III (Seminar III)
セミナー IV (Seminar IV)
セミナー V (Seminar V)
コロキウム (Colloquium)

フィールドトリップ (Field Trips/Site Visits)

修士論文 (Master' s Thesis)

臨床医学概論 (Outline of Clinical Medicine)

IV. 詳細に関するホームページ

なお、名古屋大学ヤング・リーダーズ・プログラムの詳細は、

<http://www.nagoya-u.ac.jp/>

https://www.med.nagoya-u.ac.jp/medical_J/laboratory/basic-med/social-science/ylp/

を参照のこと。